

教育の自由，学ぶ権利を取り戻す

近藤真理子

堺市の小学校におけるいじめの件数は2017年の384件から2021年に3747件と、10倍になった。不登校は5倍である。不登校は病気や経済的理由を除く年間30日以上欠席者と定義され、予備軍を入れるとかなりの数になる。中学校では、いじめが2017年の369件から2021年に569件、不登校が2017年569件、2021年878件と増加した。不登校やいじめを「問題行動」と言うようになって久しいが、子どもの「問題行動」ではなく、「学校の問題を表した行動」である。

学校スタンダードを各学校で制定し、特色ある学校づくりを目指し、学校長のリーダーシップのもとに、教職員は教育活動におけるさまざまな目標達成を目指し、実践をすることが求められている。その達成度や内容、さらには自治体が示した努力目標を達成ができたのかを点検、検証し第三者に公表をすることが求められている。

今や小学校では、全クラス同じ進度、同じ板書計画で授業をすることは当たり前となった。新任の先生にとっては、モデルが示されるので、授業の仕方を会得できるという利点もある。しかし、全クラスで同じ内容、同じ進度、同じ板書計画で授業を進めることを求めているが、達成度や理解度は各クラスで違いが生じる。学習効果はあったのかと問われても、学習効果は今すぐ現れるものではないし、教員個人の実感がともなうものであって純客観的に測れるものではない。自分のクラスはゆっくり学びたい子が多いからこんな指導をしたいと担任が指導計画を立てても、ほかのクラスとの横並びの指導が

そうはさせてくれず、画一的な指導の中、わからないと訴える子や指導法が合わない子は支援学級、支援学校、不登校へと教室の外に出ていかざるを得ない。その弊害を本特集は問う。

中嶋は、教育権を支える日本国憲法と、教育の在り方を揺るがした教育基本法の改訂の問題を、西田は、教育に行政が介入する問題について論ずる。井前は、大阪市を事例に、行政の介入について、トップダウンの指示や締め付けの実態を明らかにする（詳細は「本」で紹介されたブックレットを参照）。堺市は政令市であるにもかかわらず、大阪市のやり方に引きずられつつある。住友は、その実態とそれを阻止しようとする市民の活動と責任について論ずる。

堺での取り組みにより政治を変えることができれば、教育を、教育基本法を子どもや現場に取り戻すことができるのかもしれない。五島は、堺市立の支援学校を守る課題について論じ、実際にこの間の関係者の取り組みにより、支援学校の府への移管が遠ざかったという。教育現場の状況については、勝村および奥田による実践報告から捉えることができる。また、「ひろば」では、大阪暁光高校平和ゼミ生の声を紹介する。

本特集は大阪、堺の事例を取り上げたが、いずれも全国に共通する課題である。子どもが変わったと言われて久しい。しかし、変わったのは学校なのである。教育の自由の問題でもある。もの言えぬ教員・子どもを育ててしまう仕組みは、社会にも大きな損失をもたらすことを強調したい。

(こんどう・まりこ：太成学院大，教育学)